

妊娠・出産・子育て世帯向け

妊娠したときに使える支援

補助金の名称	対象となるケース	補助・助成の内容（概要）	問い合わせ先
妊婦健康診査助成金	妊娠届を提出したとき	健診費用を助成します。 【受診票】 妊婦健康診査：14回分 超音波検査：6回分 ※上限額の設定があるため、医療機関や健診内容によって自己負担が生じる場合あり	健康子育て課 子育て支援係 0152-26-7115
妊婦のための支援給付金	妊娠届を提出したとき 及び胎児の人数が判明したとき	妊娠が確認されたときと出産後の、2回に分けて給付します。 【給付額】 ・妊婦給付認定を受けた妊婦1人につき現金5万円 ・妊娠している子どもの人数1人につき現金5万円	

出産後すぐ使える支援

補助金の名称	対象となるケース	補助・助成の内容（概要）	問い合わせ先
出産育児一時金	国民健康保険に加入されている方が 出産された場合	出産育児一時金を受け取れます。 【助成額】 赤ちゃん1人につき50万円（産科医療補償制度の12,000円を含む） ※医療機関への支払いは、一時金を差し引いた金額のみ	住民生活課 医療年金係 0152-26-8314
児童手当	高校生年代までの 児童を養育している方	児童を養育している家庭を支援するため、児童手当を支給します。 【支給日】 原則として偶数月の10日 ※ 所得制限なし	児童育成課 児童育成係 0152-26-8315
ベビーカー・ベビーバス貸与	斜里町に住所があり、乳幼児を育てている保護者	ベビーカーやベビーバスを無料で貸出します。 【貸与品・対象者】 ・ベビーカー：3歳未満の乳幼児がいる世帯 ・ベビーバス：生後6か月未満の乳児がいる世帯	住民生活課 住民活動係 0152-26-8312
チャイルドシート短期貸付	斜里町に住所を有する方（祖父母・両親など）で、一時的に小さなお子さんを乗せる必要がある場合	帰省、里帰り出産、一時的な預かりなどでチャイルドシートが必要になる場合に、無料で短期間貸出します。 【貸与品】 ・チャイルドシート ・ジュニアシート ※返却前に自己負担でクリーニングが必要	

妊娠・出産・子育て世帯向け

出産後すぐ使える支援

補助金の名称	対象となるケース	補助・助成の内容（概要）	問い合わせ先
産婦健康診査	産婦健康診査を受診する日に、斜里町に住所を有する産婦	<p>出産後の体調回復やこころの健康状態の確認、産後うつの予防などを目的として、産婦健康診査を実施します。</p> <p>【健診回数】 最大2回まで</p> <p>【受診時期】 おおむね産後2週間～産後1か月まで</p> <p>【健診内容の例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・問診（体調、生活環境、授乳状況、育児不安、心の状態など） ・診察（子宮の戻り具合、悪露、乳房の状態など） ・体重、血圧測定 ・尿検査（蛋白・糖など） ・産後うつ質問票（EPDS）によるチェック <p>【費用】 無料 ※町から交付される「産婦健康診査受診票」を使用</p>	健康子育て課 子育て支援係 0152-26-7115
1か月児健康診査	斜里町に住所を有する生後1か月頃の乳児	<p>生後1か月頃の乳児を対象に、疾病の早期発見や健康状態の確認、育児に関する相談を目的とした健康診査を実施します。</p> <p>【健診の回数・受診時期】 1回 受診時期：出生後27日以降～生後6週間未満</p> <p>【健診の内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・問診・診察 (身体の発育状況、栄養状態、病気や異常の有無の確認) ・身体測定 ・新生児聴覚検査・先天性代謝異常検査の実施状況確認 ・ビタミンK₂投与の確認・必要に応じた投与 ・育児相談 (産後うつ質問票などを活用した母子のメンタルヘルス支援を含む) <p>【費用】 無料 ※町から交付される「1か月児健康診査受診票」を使用</p>	

妊娠・出産・子育て世帯向け

出産後すぐ使える支援

補助金の名称	対象となるケース	補助・助成の内容（概要）	問い合わせ先
乳幼児健診・健康相談	斜里町に住所のある乳児・幼児（4か月児、9か月児、1歳6か月児、2歳6か月児、3歳6か月児）および対象年齢の幼児の保護者	乳幼児期の発育・発達確認および疾病予防を目的とした無料の健康診査・相談を実施します。 【診査内容】 身体計測、診察、問診、育児・栄養・歯科相談、視力検査、フッ素塗布（希望制）、歯科健診等を年齢別に実施 【費用】 無料	健康子育て課 子育て支援係 0152-26-7115
新生児等聴覚検査助成金	生後3か月以内の新生児・乳児を養育している世帯	新生児等を対象に、聴覚障害の早期発見を目的とした聴覚検査を実施します。 【診査内容】 自動聴性脳幹反応検査（AABR）または耳音響放射検査（OAE）※初回検査のみ 【助成額】 検査費用は全額助成	
産後ケア事業	斜里町に住民登録があり、出産後1年未満の母子で、体調や育児に不安がある方	助産師等による育児相談、授乳支援、母体のケアを受けることができます。 【利用できるサービス内容】 ・心のケア（不安・気分の落ち込みへの支援） ・授乳や乳房トラブルへのケア（乳房マッサージ等） ・体調回復のための健康管理・保健指導・栄養指導 ・赤ちゃんのお世話や育児の具体的なアドバイス ・その他、母子に必要な相談・指導 【利用方法】 ・通所型：医療機関や助産所で受けるケア ・訪問型：助産師などによる自宅訪問ケア ・宿泊型：病院に宿泊して受けるケア 【利用回数】 最大5回まで利用可能 【費用】 無料 ※町が交付する「産後ケア事業利用券」を使用 ※宿泊型は医療機関と保健師と相談し、宿泊によるケアが必要と判断された方が対象で、町が指定する医療機関のみで利用可能 ※医療行為が必要な場合を除く	
乳幼児家庭用ごみ袋配布事業	斜里町で新たに赤ちゃんが生まれた世帯、または2歳未満の赤ちゃんを転入してきた世帯	家庭用ごみ袋を配布します。 【配布内容】 ・赤ちゃんが生まれた場合：100枚 ・0歳～1歳未満の赤ちゃんが転入した場合：100枚 ・1歳以上2歳未満の赤ちゃんが転入した場合：50枚	環境課 生活環境係 0152-26-8217

妊娠・出産・子育て世帯向け

保育・教育の費用を助ける支援

補助金の名称	対象となるケース	補助・助成の内容（概要）	問い合わせ先
第三子以降保育料助成金	18歳未満の児童を3人以上養育しており、斜里町立保育園等を利用している世帯	第三子以降の児童にかかる保育料等を全額補助します。 【対象となる費用】 ・町立保育園（所）の利用者負担額（保育料） ・認定こども園の利用者負担額（保育料） ※前年の所得が一定額以上の場合は対象外	児童育成課 児童育成係 0152-26-8315
一時保育利用料助成	・「2号」「3号」認定を受けているお子さん ・町内の保育施設に申し込み済みで「入所保留」のお子さん	町内の幼児教育・保育施設で一時預かりを利用した場合、利用料の一部を町が助成します。 【助成の対象となる費用】 ・一時保育等の利用料 ・給食費（主食費・副食費・おやつ代など） ※保育教材などの活動費は対象外 【補助額】 お子さん1人あたり、月ごとに上限額まで助成 2号認定の子ども：月額 37,000円まで 3号認定の子ども：月額 42,000円まで ※年度途中で3歳となり2号認定へ移行した場合でも、年度末までの3号認定扱い ※実際に支払った利用料と上限額の比較による、少ない方の金額の助成	
未就学児子育て世帯給食費無償化補助金	町内認定こども園を利用している満3歳以上の児童、または他市町村の保育所等へ広域入所している未就学児の保護者	保護者が負担する給食費を、国の基準額を上限に補助します（月額）。 【補助額】 通っている施設の給食費のうち、保護者が負担している分について、施設の定める金額または国の基準額のいずれか低い額を補助（月額）	
ファミリー・サポート・センター利用料助成金	・生後6か月から小学校6年生までの子どもの保護者 ・町内の保育施設に申し込み済みで「入所保留」のお子さん	ファミリー・サポート・センターの利用料の一部を補助します。 【基本利用料】 ・平日（7:00～19:00） 30分あたり400円 ・土日祝・早朝夜間・年末年始 30分あたり450円 【補助額】 ①すべてのおねがい会員を対象に30分あたり200円の助成 ②「入所保留のお子さん」を対象に一人あたり1か月10,000円を限度に助成 ※限度額以上の利用の際は、①と合わせて適用	健康子育て課 子育て支援センター 0152-23-5355

妊娠・出産・子育て世帯向け

通院・交通費支援

補助金の名称	対象となるケース	補助・助成の内容（概要）	問い合わせ先
子ども医療費助成	未就学児から高校生まで（18歳の誕生日以後最初の3月31日まで）	病院で支払う医療費の自己負担分を北海道と町が助成します。 【自己負担額】なし	住民生活課 医療年金係 0152-26-8314
ひとり親家庭医療費助成金	・ひとり親家庭の父・母および子 ・父、母ともいない家庭の子	受給者証を医療機関で提示すると、医療費の自己負担が無料または1割負担になります。 【補助額】 ・子（18歳年度末まで）および町民税非課税世帯：無料 ・父または母（18歳年度末以降）：1割負担 ※親は入院・訪問看護のみ対象 ※所得制限あり ※子は18歳に達する日の属する年度末まで	
斜里地域子ども通園センター通所交通費助成金	心身に障害のある乳幼児の早期療育のため、「斜里地域子ども通園センター」へ通園する乳幼児及び付添う保護者	自宅から子ども通園センターへの距離が10km以上の方に交通費を助成します。 【補助額】 通園距離に応じて定められた単価をもとに、通園回数分を合算して補助 ※所得制限あり	地域福祉課 福祉係 0152-22-2525
小児慢性疾患通院交通費助成	罹患原因が不明で治療方法が未確立な特定疾患や、治療が極めて困難で長期にわたる小児慢性疾患等の治療のため、通院している方	斜里町から医療機関（道内）までの交通費を助成します。 【補助額】 児童及び保護者の交通費の2分の1以内での助成 ※所得制限あり	
特定疾患通院交通費助成	罹患原因が不明で治療方法が未確立な特定疾患や、治療が極めて困難で長期にわたる特定疾患の治療のため、通院している方	斜里町から医療機関（道内）までの交通費を助成します。 【補助額】 交通費の2分の1以内での助成 ※所得制限あり	
介護従事者ひとり親家庭養育支援補助金	新たに斜里町内の介護保険施設等に常勤で就職する介護従事者で、18歳未満の子を扶養・養育するひとり親家庭	補助金を交付します。 【補助額】 1世帯につき、月額2万円を補助 ※一定の支給要件・資格要件あり	地域福祉課 介護保険係 0152-23-6167

妊娠・出産・子育て世帯向け

通院・交通費支援

補助金の名称	対象となるケース	補助・助成の内容（概要）	問い合わせ先
妊産婦安心出産支援（遠方医療機関交通費等）	斜里町に住民登録があり、妊産婦健診や出産のために自宅から最寄りの分娩可能な産科医療機関（主に網走厚生病院）まで25km以上の移動が必要な妊産婦	妊産婦健診・出産・産後1か月健診にかかる交通費助成します。 【補助額】 距離区分ごとに定められた助成単価 ※タクシー利用、救急搬送時の往路交通費は対象外	健康子育て課 子育て支援係 0152-26-7115
児童福祉施設入所児に対する面会旅費助成事業	町外（道内）の児童福祉施設等に入所している児童に面会する保護者等	町外の児童福祉施設等に入所している児童と家族が面会できるよう、面会に要する交通費の一部を助成します。 【補助額】 距離区分ごとに定められた助成単価 ※原則として月1回・保護者等1名分を対象に、公共交通機関利用時の旅費の一部を助成	

進学・通学・奨学金支援

補助金の名称	対象となるケース	補助・助成の内容（概要）	問い合わせ先
斜里町奨学金制度	斜里町に住民登録がある世帯の子で、学業成績・生活状況等の基準を満たし、学費の支弁が困難な方	高等学校・大学・専門学校等への進学にあたり、奨学金を貸与します。 【貸与額】 月額上限の範囲内での貸与 ※所得基準・成績基準あり ※卒業後の返還義務あり	総務課 総務係 0152-23-3131
奨学生ふるさとUターン促進斜里町奨学金返還免除制度	過去に斜里町奨学金の貸与を受け、大学等を卒業後、斜里町内に住所を有し、町内事業所等で就労している方	奨学金の返還計画に基づき、毎年度の返還額を全額免除します。 【免除の内容】 ・1年度あたり、借りた奨学金総額の10分の1まで免除 ・すでに返し終わった分は対象外 ・最大で10年間町に住み・働くことで全額免除 ※免除額は、貸与額の10分の1を上限として実施 ※一定期間の継続就労など条件あり	

妊娠・出産・子育て世帯向け

進学・通学・奨学金支援

補助金の名称	対象となるケース	補助・助成の内容（概要）	問い合わせ先
町立学校遠距離通学定期券支援	自宅から学校までの距離がおおむね片道4km以上あり、町内の小学校・中学校・義務教育学校へ通学している児童生徒	遠距離通学となる児童生徒の通学手段を確保するため、スクールバス（路線バス含む）の利用や町運行のスクールバスを提供します。また、やむを得ず自家用車で送迎する場合も含まれます。 【補助額】 通学距離や出席日数に応じて助成	教育委員会 学校教育課 総務係 0152-23-5354
斜里高校通学バス貸助成（町内・町外）	スクールバスが運行されない地域から、路線バスを利用して斜里高等学校へ通学している生徒の保護者	自宅が遠距離にあり、路線バスで斜里高等学校へ通学する生徒の保護者に対し、通学に要するバス運賃を助成します。 【補助額】 通学時のバス運賃全額 ※定期券・回数券の紛失等による再発行分は対象外	教育委員会 学校教育課 学校教育係 0152-23-5354
就学援助金	斜里町立の小学校・中学校・義務教育学校に在学する児童生徒の保護者	経済的理由により就学に必要な費用の負担が困難な世帯に学校にかかる費用を町が援助します。 【援助の内容】 学用品費や給食費、修学旅行費など、学校生活に必要な費用の一部を援助 該当する場合、医療費（指定疾病）も助成対象 ※所得状況や生活状況に関する要件あり	教育委員会 学校教育課 0152-23-5354
林業就労者育成事業助成金	北海道立北の森づくり専門学院（北森カレッジ）への進学を検討する、斜里高等学校在学の生徒・斜里町内在住の高校生・斜里町内在住の社会人	北森カレッジの学校説明会や入学試験に要する費用を助成します。 【助成の内容】 ・学校説明会、入学試験の交通費（JR運賃相当額） ・入学検定料 ※助成は年度内1人1回まで、予算の範囲内で実施 ※高校生は随行する保護者1名まで対象	水産林務課 林務係 0152-26-8374

妊娠・出産・子育て世帯向け

その他専門治療

補助金の名称	対象となるケース	補助・助成の内容（概要）	問い合わせ先
不妊治療費助成金	医師により不妊症と診断され、不妊治療を受けた方で、夫婦のいずれかが斜里町に住所を有する方	<p>不妊治療に要する費用の一部を助成します。</p> <p>【助成額】 一般不妊治療・生殖補助医療：1回の申請につき上限10万円、単年度2回まで</p> <p>※婚姻関係（事実婚含む）にあり、他市町村の同様の助成を受けていないこと</p>	
先進不妊治療費等助成金	不妊症と診断され、保険診療の不妊治療と併せて先進不妊治療を受けた方で、夫婦のいずれかが斜里町に住所を有する方	<p>保険診療の不妊治療と併用して実施した先進不妊治療の自己負担額の7割と交通費の一部を助成します。</p> <p>【助成額】 治療費：上限3万5千円 交通費：自宅から医療機関までの距離に応じた額の一部</p> <p>※先進医療のみを単独で実施した場合は対象外 ※婚姻関係（事実婚含む）にあり、他市町村の同様の助成を受けていないこと</p>	健康子育て課 子育て支援係 0152-26-7115